

居宅療養管理

1. 概要

事業所概要

事業所名 : 久井しもつ歯科

所在地 : 三原市久井町下津 1728

電話番号 : 0847-32-7730

F a x : 0847-32-7733

職員体制

サービス提供管理者 : 歯科医師 山口真一郎

居宅療養管理指導従事者 : 歯科医師 常勤 1 名

 歯科衛生士 常勤 3 名

サービス提供日時

提供時間 : 9 時～18 時

提供日 : (月) (火) (水) (木) (金) (日) (祝日・年末年始・夏季休暇以外)

緊急連絡先 : 0847-32-7730

2. 当事業所の居宅療養管理指導の運営方針

居宅療養管理指導にあたっては、利用者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に役立つよう計画的に行い、常にサービスの改善を図っています。

3. サービスの内容

医師は通院が困難な利用者様に対して、医学的管理に基づき、

居宅介護支援事業者等に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供

もしくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、

介護方法等について指導及び助言を行います。

サービスの利用方法

1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込みください。担当者がお伺いしてサービスを提供いたします。

2) サービスの終了

ア 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

いつでも解約できます

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございますが、
その場合は事業終了 30 日前までに文書で通知するとともに、他事業者をご紹介いたします。

ウ 自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くとも自動的にサービスを終了いたします。

・利用者様が、医療保険が優先する施設（老健、特養、病院）に入所、入院した場合。

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、

非該当（自立）と認定された場合（介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、
ご相談ください）

- ・利用者様が亡くなられた場合

エ その他

利用者様やご家族などが当事業所に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

サービスに対する苦情

1) 当事業所の利用者様相談

担当者：山口真一郎

連絡先：0847-32-7730

受付日： 祝日、年末年始および夏季休暇時を除く診療日の診療時間内

2) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村の介護保険課の相談・苦情窓口に苦情を伝えることが出来ます。

事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じます。

また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

秘密の保持について

当該事業所従事者または従事者であったものは、正当な理由なく業務上知り得た利用者様およびご家族の秘密を洩らしません。

事業者では、利用者様の医療上緊急の必要がある場合またはサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内で利用者様およびご家族の個人情報を用います。